

## 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

### (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 1 加算・減算

項 目	必 要 書 類
高齢者虐待防止措置実施の有無	<p><b>*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。</b></p> <p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)</p>
緊急時訪問看護加算 (一体型のみ)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)</p> <p>④「緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙 16)</p> <p>⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) *各日の緊急時連絡担当職員※が分かるよう○印を付けてください(休日・祝日含む) ※ 連絡相談を担当する者は、原則として保健師、看護師とされています。</p> <p>⑥資格者証の写し(看護職員)</p>
特別管理体制 (一体型のみ)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)</p> <p>④「緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙 16)</p>
ターミナルケア体制 (一体型のみ)	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)</p> <p>④「緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」(別紙 16)</p> <p>⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・看護職員分で作成) *各日の緊急時連絡担当職員が分かるよう○印を付けてください(休日・祝日含む)</p>
総合マネジメント体制強化加算	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)</p> <p>④総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙 42)</p>
認知症専門ケア加算	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)</p> <p>④認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙 12)</p> <p>⑤認知症介護実践リーダー研修修了証の写し(加算Ⅰの場合)</p> <p>⑥認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)</p>
口腔連携強化加算	<p>①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照)</p> <p>②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2)</p> <p>③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)</p> <p>④口腔連携強化加算に関する届出書(別紙 11)</p> <p>⑤歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)</p>

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

項目	必要書類
サービス提供体制強化加算	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14) ⑤研修等に関する状況確認表(サービス提供体制強化加算)(参考様式 34) ⑥全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について、個別具体的な研修計画の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画(参考様式 35) ⑦有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等
介護職員等処遇改善加算 ※	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

## 2 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号)